

基本構想検討シート＜政策４１０＞ 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

１．現行計画が目標としているまちのすがた

さまざまな災害に対応できる強靱なまちづくりが進んでおり、区民及び地域の多様な主体が連携して、防災及び防犯行動力を発揮することで、多くの区民が安全に、安心して暮らしています。

２．20年間の変遷（基本構想策定（H17年）～現在）

	2005（H17）～2009（H21）年	2010（H22）～2014（H26）年	2015（H27）～2019（R1）年	2020（R2）年～現在
施策４１１ 災害に強い安全なまちづくりを進める	- 住宅市街地総合整備事業（京島地区、北部中央地区、鐘ヶ淵周辺地区）※継続中 - 細街路整備事業 ※継続中 - 木造住宅耐震化促進助成制度創設	- 墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例施行 - 木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区に指定 - 区内初の防災街区整備事業（京島三丁目地区）（2009～2013）	- 墨田区空家等対策計画策定 - 江東5区広域避難推進協議会発足	- 水害ハザードマップ作成、全戸配布 - 被害想定の見直しに伴う墨田区地域防災計画の大幅修正
施策４１２ 地域で連携し、さまざまな災害に対する防災行動力を高める	- すみだ安全安心メールの配信開始 - 災害時要援護者総合支援プラン策定（⇒墨田区要配慮者避難支援プランに名称変更(H26)）	- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）設置 - スカイツリー高所防災カメラ設置	- 墨田区防災士ネットワーク協議会設立 - 駅前防災カメラ設置	- 墨田区事業継続計画（BCP）新型コロナウイルス感染症対応版策定 - 防災行政無線デジタル化工事完了 - 地震ガイドブック作成
施策４１３ 地域で連携し、犯罪抑止力・対応力を高める	- 墨田区安全で安心なまちづくり推進条例施行 - 防犯カメラ設置補助開始 - 地域防犯リーダー養成講座開始	- 墨田区暴力団排除条例施行 - すみだ防犯センター開設	- 客引き行為等防止対策員、指導員の配置 - 江東橋防犯拠点開設	墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例施行

基本構想検討シート＜政策４１０＞災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

３．当該分野における区を取り巻く環境

（１）社会経済動向	（２）区民のニーズや行動の変化	（３）法制度や国・都の政策の変化
・気候変動等による災害の激甚化・頻発化により、国民への直接的な人的被害はもとより、住宅被害等の経済被害も増大し、これによる経済活動への影響など、社会不安も増大している。 ・人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、居住その他の使用がなされていない空き家が全国的に増加している。 ・能登半島地震等の被害から、木造密集地域の不燃化・耐震化などの実効性のある対策の必要性が高まっている。	・強大化する風水害、大規模な地震の被害が発生しており、区民の防災・減災の意識も高まっている。 ・特殊詐欺被害が高水準にあり、手口も巧妙化していることから啓発も進み、区民の防犯意識も高まっている。 ・令和４年の住民意識調査においては、「地震などの災害対策が重要である」と答えた区民の割合が79.6%と高いことから、災害対策に関する区民ニーズは依然として高い。	【国】 ・頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、「災害対策基本法」等が一部改正された。（令和３年５月施行） ・平成26年に、倒壊危険等がある「特定空家等」へ対応する「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」が成立した。その後も空き家の数は全国的に増加していることから、特定空家等になる前から空家等の「活用拡大」や「管理の確保」を図る改正空家法が、令和５年12月に施行された。 【都】 ・令和４年５月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、この被害想定をもとに、翌年「東京都地域防災計画 震災編」を改定した。 ・令和５年３月に「東京都帰宅困難者対策ハンドブック」を策定した。

４．区の課題と今後の取組の方向性

課題	今後の取組の方向性
・各地で猛威を振るう台風や豪雨等は、今後さらに強大なものになると想定されている。そのため、治水計画については、過去の降雨実績に基づく計画から、気候変動による降雨量の増加等を考慮した計画に見直す等の対応が図られている。 ・首都直下型地震等が発生した場合等に備えて、要配慮者への対策、受援体制の充実化、災害時の備蓄物資、避難所の運営等の課題に重点的に取り組んでいく必要がある。 また、都が５年に１度実施している地震に関する地域危険度測定調査では、ワースト10の中に京島二丁目、墨田三丁目、押上三丁目が入っており、さらなる防災性の向上を図る必要がある。 ・区北部の不燃化率は平成17年から令和４年度までの17年間で8.4ポイント上昇し、着実に不燃化が進み、災害に強いまちづくりが形成されつつある。しかしながら、目標不燃化率70%には届いていないことから、事業の見直し等が必要である。	・荒川沿川の江東５区と、国都の防災担当者と構成する「江東５区広域避難推進協議会」で、大規模水害時の広域避難について協議を続けている。今後も、情報を共有し、非常時に共同して適切な対応がとれるように準備を進めていく。また、区民に対しては「墨田区災害ハザードマップ」の啓発に努めていく。 ・福祉部門と防災部門が連携して、住民防災組織や福祉専門職に働きかけ「個別避難支援プラン」「個別避難計画」の作成件数の増加に努め、具体的な受援体制を明確にするため、令和６年度に「（仮称）墨田区災害時受援応援計画」を策定し、適正な体制を整えていく。 ・災害時の体制について、協定団体との連携、DXの推進を含めて充実を図る。 ・災害危険度の高い本区としては、建物倒壊による道路閉塞・火災延焼拡大防止、迅速な消火活動への寄与のためにも、主要生活道路や細街路の拡幅整備、建物の不燃化、耐震化等一層推進する必要がある。 ・延焼遮断帯の形成と木造密集市街地の解消に向けて、不燃化率の向上とともに、木造密集市街地の脆弱な部分を重点的に解消することを目指し、新たな制度構築を検討する。

4. 区の課題と今後の取組の方向性

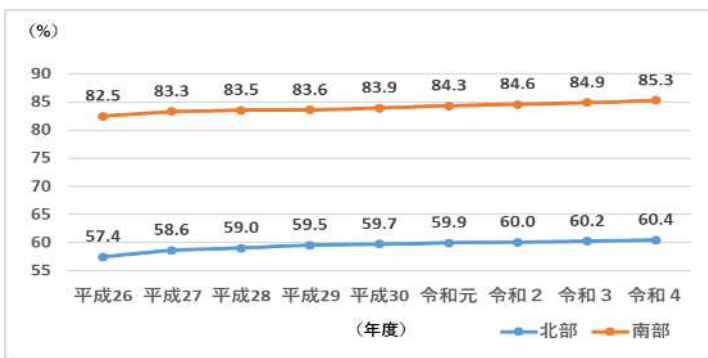
課題	今後の取組の方向性
- 青色防犯パトロールカーによる広報や自動通話録音機の無償貸与などにより、区内の特殊詐欺被害認知件数は2年連続で減少しているが、依然として高い水準にあり、手口も巧妙化している。 「錦糸町プロジェクト推進協議会」を立ち上げ、官民一体で錦糸町周辺のパトロールや清掃活動を行っているほか、違反者への指導、警告等、さらにはテナントビルのオーナー等に協力を仰いでいるが、依然として一部の店舗で客引き行為等が行われている。	- 自動通話録音機の設置は、高い被害防止効果が認められるため、今後も警察と連携して普及に努めていく。また、近年の手口を反映した「防犯・防火ガイドブック」を作成し広く啓発をすることで、被害防止を図る。 - 警察や地域住民・団体と連携し、現在の取組を継続するとともに、錦糸町プロジェクト推進協議会を活用し、警察や参加住民・団体からの意見も伺いながら、新たな対策についても検討していく。

図表 1 住民防災組織等を担う防災関係団体人数



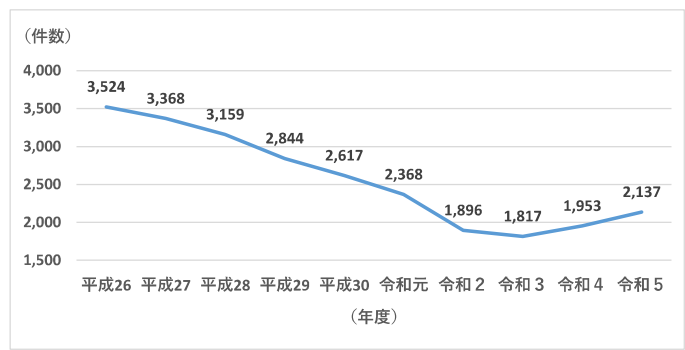
出典) 所管データ

図表 2 建築物の不燃化率



出典) 所管データ

図表 3 区内刑法犯の認知件数



出典) 警視庁発表資料

基本構想検討シート＜政策５１０＞ コミュニティの輪を広げ、協働によるまちをつくる

１．現行計画が目標としているまちのすがた

区民・地域やNPO等の団体、企業など多様な主体が、地域の課題を解決するため積極的に活動し、協治（ガバナンス）によるまちづくりの担い手として、責任と自覚をもって区と協働しています。

２．20年間の変遷（基本構想策定（H17年）～現在）

	2005（H17）～2009（H21）年	2010（H22）～2014（H26）年	2015（H27）～2019（R1）年	2020（R2）年～現在
511 地域や多様なコミュニティを支える人材・団体を育てる	・町会等加入促進支援 ・集合住宅条例制定	・墨田区協治（ガバナンス）推進条例制定 ・すみだガバナンスリーダー養成講座開始（2011～2015） ・すみだの力応援助成事業開始	・すみだの夢応援助成事業開始 ・墨田区地域力育成・支援計画策定 ・地域力向上プラットフォーム事業開始 ・地域力人材育成・活用事業開始	・墨田区地域力育成・支援計画中間改定
512 地域や多様なコミュニティを育む場や機会を増やす	・主要なコミュニティ施設への指定管理者制度の導入	・ハ広地域プラザ及び本所地域プラザの整備 ・地域福祉・ボランティアフォーラム（第1回）の開催	・公共施設マネジメント実行計画に基づくコミュニティ施設の廃止、機能転換等	・町会会館建設費等の助成額改定 ・地域集会所の学童クラブでの利用開始 ・すみだボランティアセンター分館の移転
513 地域コミュニティのなかで、外国人にとっても暮らしやすい環境をつくる	・墨田区国際化推進クラブ発足（2006～2018） ・区と協働で事業実施（日本語ボランティア講師養成講座、日本文化体験ツアー、外国人の防災訓練、日本語発表会、すみだまつりでの国際交流ブース運営等）		・区主体事業を精査（外国人の防災訓練、日本語発表会、ボランティア養成講座） ・「やさしい日本語」の周知動画及び活用ガイドライン作成	・生活密着型日本語ボランティア教室の運営モデル事業。 ・オンライン実施のボランティア教室開設

３．当該分野における区を取り巻く環境

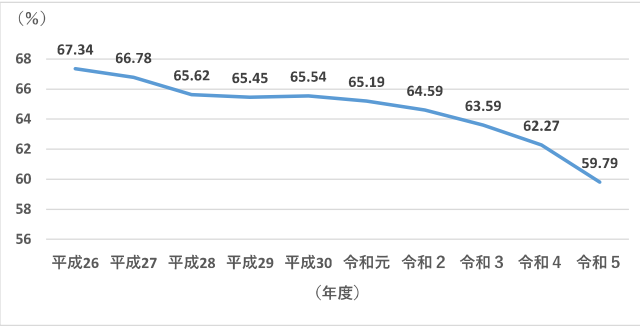
（１）社会経済動向	（２）区民のニーズや行動の変化	（３）法制度や国・都の政策の変化
・新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動・地域コミュニティの分野にもデジタル化が進みつつあり、新たにデジタルデバイドの問題も顕在化している。 ・新型コロナウイルス感染症の収束後、観光客や訪日外国人も増加している。 ・能登半島地震の発生（令和6年1月）により、ボランティア活動の重要性が再認識されている。	・少子高齢化や生活様式の変化により、地域コミュニティの希薄化が進行している。 ・SNSの普及等コミュニケーション手段の変化。 ・新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、地域での活動が徐々に活発化してきている。令和5年に実施したすみだまつりでは、コロナ禍前の来場数に回復している。 ・外国人住民数の増加に伴い多国籍化も進んでおり、外国人住民との共生社会の実現に向けた対応が求められている。	・地方自治法の改正により、認可地縁団体の見直しが順次行われている。（不動産要件の撤廃、合併制度の新設等） ・平成31年4月の入管法改正に伴い、日本語教育も含め、生活者としての外国人に対する支援が地方自治体の責務とする国の方針が示された。（日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針） ・都と東京都つながり創生財団は、東京2020大会をきっかけに、ボランティアに関わる人々や団体が一層つながっていくことを目指して、ボランティア活動の魅力発信や体験を共有し交流することができるポータルサイト「東京ボランティアレガシーネットワーク」をオープンしている。

基本構想検討シート＜政策５１０＞ コミュニティの輪を広げ、協働によるまちをつくる

４． 区の課題と今後の取組の方向性

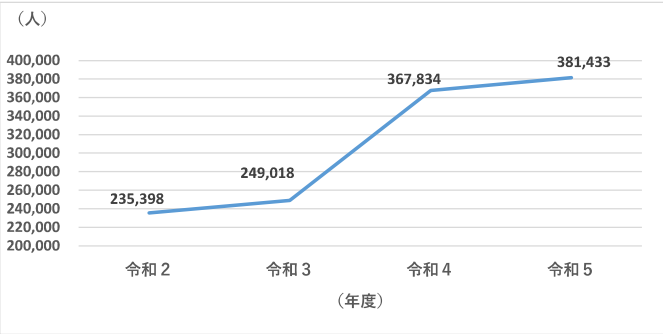
課題	今後の取組の方向性
・ 町会・自治会の持続可能性	・ デジタル化の推進 ・ 加入促進支援、近隣町会を含む他団体との連携、財政的支援
・ 少子高齢化の急速な進行や、社会環境の変化による地域コミュニティの希薄化等により、地域の担い手不足が進行しており、地域を支えるという意識の醸成や、地域力の担い手の育成強化が求められている。	・ 地域力の担い手となるリーダーや、様々な人材を育成するための多様な学習機会を提供する必要がある。 ・ 人と人をつなぐ役割を果たす人材の発掘・活用を図っていく必要がある。
・ コロナ禍で落ち込んだコミュニティ施設の稼働率は、一定規模以上の施設については、コロナ前の水準に戻りつつあるが、地域集会所や小規模な施設においてはまだまだ利用が戻りきっていない。	・ 施設の活用の観点から、新規利用者の取り込みや活動の支援を継続していく必要があり、施設の情報発信や更なる事業の展開を図っていく必要がある。 ・ また、区の他の施策・事業での活用も含め、施設の多機能化や複合化を進めていく。
・ 手話通訳・点訳・音訳・要約筆記、外国人のための日本語教室、戦時中勉強できなかった方の勉強意欲を支える活動など、多様なボランティア活動が定着する中、活動者数は横ばい状態となっている。	・ 各活動や講座、拠点施設としてのボランティアセンター利用についての積極的周知を図る。

図表１ 町会・自治会加入率（８月１日現在値）



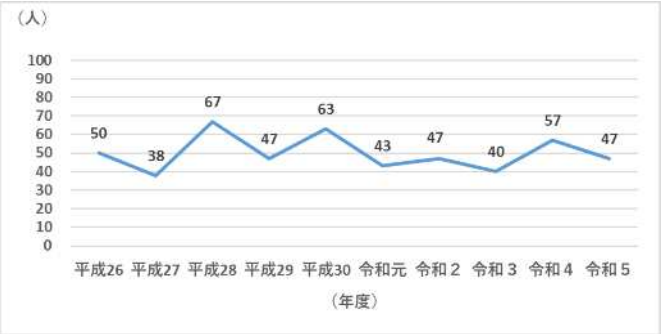
出典）所管課データ

図表２ コミュニティ施設の利用者数



出典）所管課データ

図表３ 通訳・翻訳ボランティア登録者数



出典）所管課データ

基本構想検討シート＜政策520＞生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる

1. 現行計画が目標としているまちのすがた

若者や高齢者・障害者等のさまざまな区民が、学びあいやスポーツを通じて自己実現をめざすとともに、地域における交流や地域活動を行っています。

2. 20年間の変遷（基本構想策定（H17年）～現在）

	2005（H17）～2009（H21）年	2010（H22）～2014（H26）年	2015（H27）～2019（R1）年	2020（R2）年～現在
施策521 区民が生涯にわたり学び、その成果を活かすことができる環境をつくる	- すみだ地域学セミナー開始 - 区立小中学校に図書館システム導入 - 大学誘致の開始	ひきふね図書館開館（あずま図書館と寺島図書館を統合）	- 墨田区子ども読書活動推進条例制定 - 墨田区地域力育成・支援計画策定（従前の墨田区生涯学習推進計画から再構築） - 地域活動ガイドブック発行開始（生涯学習ガイドブックを改訂） - 千葉大学、学校法人電子学園と包括協定締結	- 電子書籍導入 - i U情報経営イノベーション専門職大学開学 - 千葉大学墨田サテライトキャンパス開設 - レイクランド大学ジャパンキャンパス移転
施策522 区民が自由にスポーツを楽しむ機会をつくる	総合型地域スポーツクラブ「スポーツドアあずま」「両国倶楽部」設立	- 墨田区総合体育館開設 - フットサルチーム「フウガドルすみだ」と連携協定締結 - 立花体育館開設（廃校となった立花小学校の体育館を利用）	- 弓道場を開場 - 墨田区総合運動場を開場（区内施設初のネーミングライツ導入）	墨田区スポーツ推進計画を策定

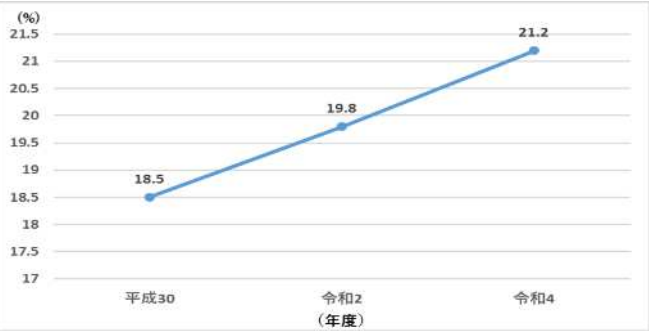
3. 当該分野における区を取り巻く環境

（１）社会経済動向	（２）区民のニーズや行動の変化	（３）法制度や国・都の政策の変化
- デジタル化の進展に伴い、デジタルデバイドの問題が顕在化している。 - 新型コロナウイルスの感染拡大以降、日常生活の制限、運動機会の損失からくる健康への悪影響等が指摘され、スポーツの重要な価値が改めて認識されている。 - 国民全体の活字離れは顕著で、若者だけでなく、働き盛りも読書・新聞等に目を通す割合が減少している。 - 社会経済の不確実性が強まる環境下において、社会人の学び直しに関する需要が高まっている。	- オンラインツールを活用した多様な学び方が浸透してきている。 - 社会貢献や自己実現を図りたい区民が増加している。 - 学年が上がるにつれ、読書数が大幅に減少している。（「墨田区子ども読書活動推進計画（第5次）」に向けたアンケート調査） - 社会人の学び直し「リカレント教育」のニーズが高まっている。 - 国際的なスポーツ大会を契機として、スポーツに関心を持ち、積極的に参加しようとする区民が増える。 - 健康志向の高まりにより、ウォーキングやニュースポーツなどの軽い運動を楽しむ区民が増えている。	- 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和4年8月）において、①公民館等の社会教育施設の機能強化、②社会教育人材の養成、活躍機会の拡充、③地域と学校との連携・協働の推進、④リカレント教育の推進、⑤多様な障害に対応した生涯学習の推進を提言している。 2011（平成23）年にスポーツ推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」が制定 - 国は2022（令和4）年に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、①東京2020オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承や発展、②国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すための新たな3つの視点が掲げられた。 - 都は2018（平成30）年に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、スポーツ振興全般について、障害のある人に配慮した視点を持って施策を展開していくとした。

4. 区の課題と今後の取組の方向性

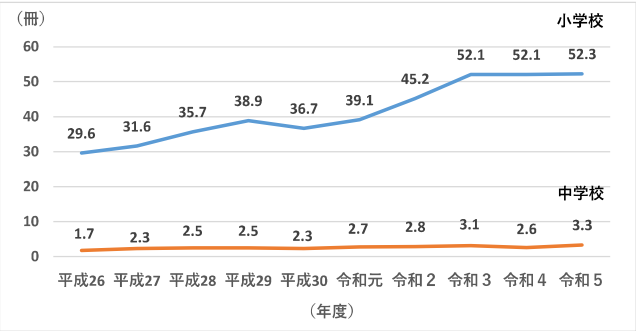
課題	今後の取組の方向性
・区民の生涯にわたる学習機会やその成果を生かすことができる環境づくり、社会参画機会の提供、地域づくりの担い手・支え手の育成が求められている。	・生涯学習への支援や、地域の学びと活動をけん引するような多様な人材の育成、学習によって培った成果を発揮する場の整備など、区民同士の学び合いや交流の機会が活発化するような事業を展開し、地域コミュニティの基盤づくりへとつなげていく。
・今後、リカレント教育等をはじめとした「社会人の学び直し」のニーズが一層高まる可能性があり、学びの場とし区民が大学の活動に触れ、生涯学習のきっかけを創出するため、キャンパスコモンの活用やUDCすみだによる区民向け講座を開催することとしているが、組織の充実や千葉大学・iUによる協力が不可欠であり、継続性に課題がある。	・千葉大学・iUともに、大学の知を地域に還元するにあたっては、ボランティアベースではなく、区と大学の共同事業として持続可能な連携体制を構築する。
・読書には、読解力や知識が身につくといった学習面だけではなく、論理的な思考力や集中力など、子どもがこれから生きていくために必要な力も身につけられる効果がある。現状の活字離れの傾向を打破するため図書館施策の充実が求められている。	・図書館では、区民の必要な情報ニーズを満たすため、多様な図書・資料・情報はもちろん、学びの場を積極的に提供するほか、地域における情報や課題解決の支援として、区民の交流の場を提供していく。
・「区内の小中学生」においては、運動やスポーツをすることがきらいという層が一定以上存在している。「働き盛り世代・子育て世代」においては、時間やきっかけがないことが、スポーツを行う上での支障となっている。 「60代以上の区民」においては、スポーツを比較的高頻度で実施している層と、全く実施していない層とで、二極化が生じている。	・各ライフステージにおいて、それぞれの生活スタイルやニーズを的確に把握し、それに応じたスポーツ活動を推進することで、区民全員が生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保ち、生き生きと生活できる環境を整える。

図表１ 今後続けたい「生涯学習」への取組みで、「職業上必要な知識・技能の修得」と答えた区民の割合



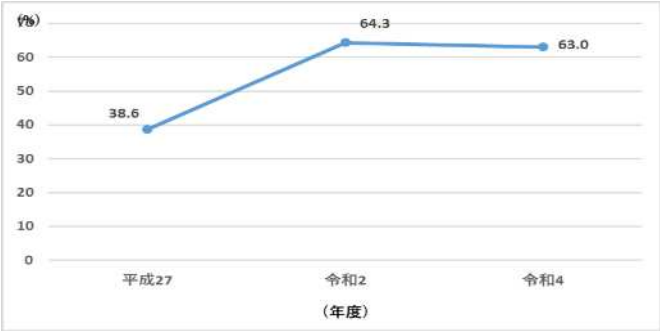
出典) 墨田区住民意識調査

図表２ 学校図書館の一人あたりの貸出数



出典) 区民アンケート

図表３ 「１年間にスポーツや運動を週１回以上行っている」区民の割合



出典) 墨田区住民意識調査

基本構想検討シート＜政策５３０＞すべての人々が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会をつくる

１．現行計画が目標としているまちのすがた

すべての人々が多様性を認め合い、人権を尊重し合うことで、心豊かに安心して暮らせる地域社会となっています。

２．20年間の変遷（基本構想策定（H17年）～現在）

	2005（H17）～2009（H21）年	2010（H22）～2014（H26）年	2015（H27）～2019（R1）年	2020（R2）年～現在
施策531 人権教育・啓発を進める	・ 墨田区人権啓発基本計画策定・改定 ・ 人権感覚発行 ・ 人権に関する区民意識調査実施 ・ 人権啓発連携事業、人権教育推進事業			
施策532 男女共同参画を推進し、多様な性を尊重する	・ 女性と男性の共同参画基本条例制定 ・ 男女共同参画推進プラン（第3次）策定（以後、5年毎改定） ・ ワークライフバランスセミナー開始	・ DV相談窓口案内カード作成、配布開始	・ 女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業開始 ・ デートDV予防啓発講座拡充（都立高、区立中1校）	・ パートナーシップ宣誓制度開始 ・ 性的指向・性自認に関する交流会開始 ・ 女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例改正
施策533 国際理解を深め、平和への意識を高める	・ 「竹島問題」及び「歴史教科書問題」が再燃 ・ 民間交流のあった墨田区太鼓連盟が、区長親書を携えて、パリ市7区庁舎訪問	・ 友好交流15周年を記念し、中国北京市石景山区友好代表団が来日予定であったが、中止 ・ 「平和のかたりべDVD」作成開始(2010～2021)	・ 友好交流20周年を記念し、中国北京市石景山区へ訪問団派遣 ・ 文化交流10年目を迎えたフランスパリ市7区へ訪問団派遣	・ 東京2020大会におけるホストタウン交流をボリビア多民族国と実施 ・ 中国北京市石景山区友好交流25周年記念事業（板橋区と共にオンライン実施）

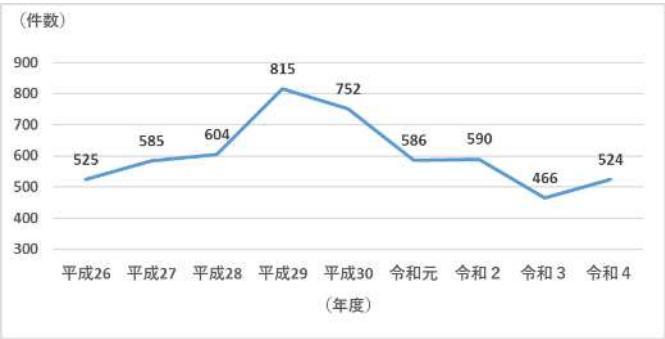
３．当該分野における区を取り巻く環境

（１）社会経済動向	（２）区民のニーズや行動の変化	（３）法制度や国・都の政策の変化
・ インターネット（SNS）やスマートフォン等の普及により、インターネット（SNS）上での人権侵害に該当する行為が社会問題化（特定の個人を対象とした誹謗・中傷、個人情報の掲載等によるプライバシーの侵害、保護者や教員の知らない非公式サイトでの子どものいじめなど） ・ グローバル化が進展する中で、自治体においても地域の活性化を図るため、海外との地域間連携の重要性の高まり。	・ 各種講座のオンライン参加など、区民の利便性、快適性の向上に向けた、行政サービスのデジタル化が強く求められている。 ・ また、多様化する価値観やライフスタイルに合わせて、働き方に対するニーズも多様化しており、柔軟性のある働き方が求められる。 ・ 多くの震災・空襲体験者が他界し、記憶を次世代につなぐ機会が少なくなっている。	・ 少数者（マイノリティ）の人権に焦点を当てた「虐待防止」や「差別の解消」を目的とした法律が施行されており、最近では、性の多様性だけでなく人種や障害など様々な多様性を認め、その人権を尊重する条例を制定する他区の出組も始まっている。 ・ また、今後は、『「性的少数者」の「障害者」（インターセクシュナリティ）』など、複数の要因が重なって起こる差別への啓発についても引き続き進めていく必要がある。

4. 区の課題と今後の取組の方向性

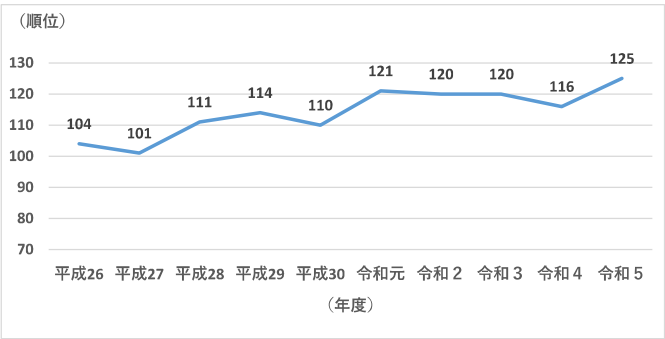
課題	今後の取組の方向性
女性や障害者、性的少数者など「マイノリティ」側の被害や差別を解消するためには、多数者である「マジョリティ」側への意識変容を促すことが課題となっている。	無意識のバイアスやインターセクショナリティによる差別などに関して、セミナーや研修などを通してマジョリティー側への意識啓発を絶え間なく行っていくとともに、女性やマイノリティーの人々のエンパワーメント（一人ひとりが本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるようにすること。）を高める取組を図っていく。
職場、地域社会等において、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行が今なお存在しており、女性のあらゆる場面における参画の妨げになっている。	SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に向けた取組には、女性の能力が十分に発揮されるための機会や環境を確保し、整備することが求められていることから、引き続き意識啓発や支援の充実などの取組を図っていく。
本区に居住する外国人は長期的には増加傾向にある中、マスコミ等によって報道される「ヘイトスピーチ」等、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人への差別意識が醸成され、地域社会のコミュニティが分断されるおそれがある。	ヘイトスピーチについては、引き続き国や都と連携した啓発を実施するとともに、本区に暮らす外国人からの生活相談への対応や、ICT,DXを活用した様々な生活場面での多言語化の充実を図ることで、外国人への理解と偏見・差別の解消を図っていく。
海外諸都市との様々な分野での交流は、相互理解や国際親善の推進、地域の活性化、更には国際社会に対する平和への寄与が期待される。	引き続き、海外諸都市とはスポーツ、文化、教育など様々な分野での交流や情報発信に取り組み、交流を通じた海外誘客にも繋げていく。

図表1 DVに関する相談件数



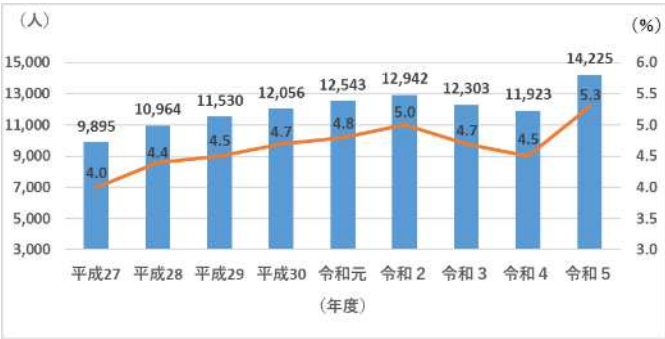
出典) 墨田区男女共同参画推進プラン

図表2 ジェンダー・ギャップ指数(国順位)



出典) 男女共同参画白書

図表3 住民基本台帳に基づく外国人の人口(4/1現在)



出典) 墨田区行政基礎資料集